国民健康保険の被保険者の方へ

区 分

医療給付費分

国保に加入する すべての方

後期高齢者 支援金分

国保に加入する すべての方

介護納付金分 国保に加入する

40歳以上65歳 未満の方

所得割

均等割

平等割

所得割

均等割

平等割

所得割

均等割

平等割

※資格喪失手続きは会社 などでは行いませんの で、ご注意ください

保険税率

令和6年度

27,500円

26,800円

10,000円

6,870円

1.99%

11,000円

7,800円

2.50%

5.65%

被保険者証の送付 8月1日から使用でき

の資格喪失手続きが必要 民健康保険組合に加入し 認定により社会保険や国 た場合は、国民健康保険 なお、就職または扶養 す。

に世帯主宛てに送付しま

る新しい保険証を7月中

賦課限度額 改正前 改正後 65万円 65万円 22万円 24万円 17万円 17万円

、課限度額の改定

^問町民課

国保年金係

公(83) 1225

仮保険者証の送付

8月1日から保険証が新しくなります。

(だいだい色)

の有効

7月中に新しい保険

なりました。 額のうち、後期高齢者支援金分について2万円の増額と 令和6年度は令和5年度と同じ税率ですが、 賦課限度

後期高齢者医療制度の被保険者の方

効期限は7月31日です。

▼令和6・7年度の保険料率

区分	改定前	改定後
均等割額	43,100円	45,900円
所得割額	8.78%	10.08%

▼賦課限度額の引き上げ

75 TO 11 TO 10 TO		
改定前	改定後	
66万円	80万円※	

※昭和24年3月31日以前生まれの方な ど、一部の方については、令和6年度 に限り73万円になります

期限は7月31日です。 現在お使いの保険証 (水色)を送付します。

限度額適用·標準負担額減額認定証 および限度額適用認定証の年次更新

者証とは別送付となります。 額認定証などを送付します。 また、現在お使いの減額認定証などの有 被保険者証と同様に、 7月中に新しい減 なお、

令和6年度は保険料率と賦課限度額が次

のとおり改定されます。